

家庭的保育事業の利用定員について

家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

保育事業名	保育スペース 子どもと扉
代 表 者	新 え り
住 所	寒川町大蔵５番地１ ウスイグリーンビル４０２
定 員	３人
連 携 施 設	さむかわ保育園

今までの経緯

家庭的保育事業「保育スペース 子どもと扉」は今年１０月に３名を定員として開所しました。地域型保育事業なので、町が認可基準に則しているかを確認をして、町が認可・確認をしました。

１１月９日付けで平成３０年１月から定員を３名から５名に変更する旨の届出がされました。保育士等の配置や面積基準等を満たしているかを確認したうえで、町として認めるかを判断します。

町としての考え

保育士について、５人定員とする場合、２人配置しなければならず、他に調理をする人を配置する必要があります。保育士として配置される２人は子育て支援員の研修を受講していなければなりません。２人は受講済ですが、１人がこれからの受講で１２月末に終了する予定です。１月からは研修受講済の人が３人になるので、ローテーションを組むこともできます。また３人の体制は整えられるので、町としては認めることを考えています。

『子ども・子育て支援法』

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。